### 別表第1(第3条関係)

<u> </u>	
名称	区域
清水町南部地区	 沼田都市計画清水町南部地区における地区計画の区域のうち、
地区整備計画区域	地区整備計画が定められた区域
東原新町・上原町文教・業	沼田都市計画東原新町・上原町文教・業務地地区における地区
務地地区	計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
地区整備計画区域	
高橋場町地区	沼田都市計画高橋場町地区における地区計画の区域のうち、地
地区整備計画区域	区整備計画が定められた区域
柳町環状線沿道西地区	沼田都市計画柳町環状線沿道西地区における地区計画の区域の
地区整備計画区域	うち、地区整備計画が定められた区域
柳町環状線沿道東地区	沼田都市計画柳町環状線沿道東地区における地区計画の区域の
地区整備計画区域	うち、地区整備計画が定められた区域

### 別表第2 (第4条関係)

1 清水町南部地区地区整備計画区域

建築してはならない	(1) 法別表第2(る)項第1号に掲げるもの
建築物	(2) 令第130条の9第1項で定める準工業地域内に建築しては
	ならない建築物のうち、マッチ、圧縮ガス、液化ガス又は可燃性
	ガスの貯蔵又は処理に供する建築物を除くもの

- 2 東原新町・上原町文教・業務地地区地区整備計画区域
  - (1) 地区A(東原新町・上原町文教・業務地地区地区計画に係る計画図(都市計画法 第14条第1項に規定する計画図をいう。以下同じ。)に表示する地区Aをいう。)

第14条第1項	[に規定する計画図をいう。以下同じ。) に表示する地区Aをいう。)
建築してはならない	次に掲げる建築物以外のもの
建築物	(1) 学校
	(2) 図書館
	(3) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
	(4) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
	(5) 地方公共団体又はその組合が設置又は管理し、主に市民が利用
	する集会施設
	(6) 体育館(観覧場付き体育館を含む。)又は武道場
	(7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の
	4に定める公益上必要な建築物
	(8) 公益上必要な建築物で令第130条の5の4に定めるもの
	(9) 前各号の建築物に付随するもの(令第130条の5の5に定め
	るものを除く。)

(2) 地区B(東原新町・上原町文教・業務地地区地区計画に係る計画図に表示する地区Bをいう。)

建築してはならない 法別表第2(は)項に掲げる建築物以外のもの 建築物

### 3 高橋場町地区地区整備計画区域

# 建築してはならない 建築物

- 建築してはならない (1) 法別表第2(は)項第2号及び第6号に掲げるもの
  - (2) 法別表第2(に)項第2号から第5号までに掲げるもの
  - (3) 事務所(法別表第2(い)項第2号に掲げるものを除く。)
  - (4) 畜舎(建築物に附属するもので床面積の合計が15m²以内の ものを除く。)
  - (5) 自動車修理工場
  - (6) 法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの

### 4 柳町環状線沿道西地区地区整備計画区域

## 建築してはならない 建築物

- (1) 法別表第2(は)項第2号及び第6号に掲げるもの
- (2) 法別表第2(に)項第2号から第5号までに掲げるもの
- (3) 事務所(法別表第2(い)項第2号に掲げるものを除く。)
- (4) 畜舎 (建築物に附属するもので床面積の合計が 1 5 m² 以内の ものを除く。)
- (5) 自動車修理工場
- (6) 法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの

#### 5 柳町環状線沿道東地区地区整備計画区域

## 建築してはならない 建築物

- 建築してはならない (1) 法別表第2(に)項第2号から第5号までに掲げるもの
  - (2) 事務所(2階以下をその用途に供するもの又はその用途に供す | | る部分の床面積の合計が1,500m<sup>2</sup>以下のものを除く。)
  - (3) 畜舎(その用途に供する部分の床面積の合計が15m²以下の ものを除く。)
  - (4) 自動車修理工場
  - (5) 法別表第2(と)項第4号に掲げるもの(2階以下をその用途に供するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,5 O Om<sup>2</sup>以下のものを除く。)

※法・・・建築基準法、令・・・建築基準法施行令